

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和49年6月から同年10月までは10万4,000円、同年11月から50年4月までは11万円、同年5月から51年2月までは14万2,000円、同年3月から同年7月までは19万円、同年8月から53年1月までは16万円、同年2月から同年4月までは20万円、同年5月から同年9月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和49年6月から53年9月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月13日から53年10月1日まで  
私が保管している給与明細書の厚生年金保険料の控除額に対して、オンライン記録の標準報酬月額が低いので、年金記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和49年6月から53年9月までの期間については、申立人が所持するA株式会社における給与明細書により、オンラインに記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することと

なる。

したがって、申立期間のうち、昭和 49 年 6 月から 53 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の所持している給与明細書の厚生年金保険料控除額から、49 年 6 月から同年 10 月までは 10 万 4,000 円、同年 11 月から 50 年 4 月までは 11 万円、同年 5 月から 51 年 2 月までは 14 万 2,000 円、同年 3 月から同年 7 月までは 19 万円、同年 8 月から 53 年 1 月までは 16 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 20 万円、同年 5 月から同年 9 月までは 22 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したところ不明と回答しているが、申立人が所持している給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は上記の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和 49 年 5 月については、上記の給与明細書により厚生年金保険料が控除されていないことが認められる。

また、A 株式会社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 24 日から 46 年 8 月 26 日まで

A 株式会社に勤務していた申立期間の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給したことにされているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書及び関連書類には、社会保険事務所(当時)の窓口で脱退手当金を支払ったことを意味する「現金 51. 3. 19 支払済」の押印が確認できるが、同裁定請求書の領収欄は空白となっていることが確認できる。

また、日本年金機構 C 事務センターに照会したところ、「本件の裁定請求書は B 年金事務所の当地払いのファイルに綴られており、支払時は、支払決議書及び添付書類に『支払済』印を押すとされており、現金支払いは、昭和 51 年 3 月 19 日に行われているが、領収欄の空白については詳細不明である。」と回答している。

さらに、脱退手当金を社会保険事務所の窓口で支払う場合においては、受取に来た者が本人又は委任状により受任した者であることを身分証明書で確認し、裁定請求書に押印された印鑑と照合確認の上、受領印を徴しなければならないとされている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 京都国民年金 事案 2360(事案 1876 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年10月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年10月まで

申立期間の国民年金保険料については既に還付済みとされているが、私は、郵便局で保険料を納付した領収証書も所持しており、申立期間の保険料を還付された覚えが無い。前回の決定は不服であるので再申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについて、申立期間の国民年金保険料は納付されたことが確認できるものの、i) 当時、申立人の妻は被用者年金の被保険者であることから、申立人の国民年金被保険者資格の種別は任意であること、ii) 国民年金に任意加入した者は、加入の申出を行った日に被保険者の資格を取得することとされていることから、申立人の資格取得日は、所持する年金手帳に記載されている昭和51年11月26日となり、同年10月以前は国民年金に未加入の期間となるため、未加入期間である申立期間に納付された保険料は還付されることとなるが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及び還付整理簿において還付されたことが記載されていること等から、既に当委員会の決定に基づき平成22年7月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回と同様に納付した国民年金保険料を還付されていないとして再申立てしている。

しかしながら、前述のとおり、申立期間が国民年金の未加入期間であることから国民年金保険料が還付されたことが、特殊台帳及び還付整理簿に

において確認でき、このことは領収済通知書の記載とも符合し、その一連の処理に不自然さはないと認められ、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められない上、ほかに当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から59年9月まで

学校を卒業後、両親が経営していた工場で働いており、両親が国民年金保険料を納付しているのに、私だけが未納というのは理解しにくい。申立期間の保険料は、父親と一緒に支払ってくれていたということを聞いている。父親は高齢のため当時のことは覚えていないが、申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学校を卒業後、申立人の両親が経営していた工場で働いており、申立期間の国民年金保険料は、申立人の父親と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年11月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できる上、A県B市の国民年金被保険者名簿において、資格取得の取得年月日が「54.4.1 (61.11.20 届出)」とされていることから、申立人は、61年11月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点において、申立期間は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は、B市の被保険者名簿において、上記の国民年金加入時点で時効となっておらず、遡って納付可能であった昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料額3万7,320円を61年12月15日に過年度納

付していることが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年3月まで  
20歳頃に親に勧められ、A県B市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は毎月市役所で納付していたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃にB市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は毎月同市役所で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間に後続する厚生年金保険の被保険者資格喪失後の昭和51年9月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、加入時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期では無い。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日 昭和48年\*月\*日」と記載されていることを挙げているが、初めて被保険者となった日は、制度上、その日が国民年金被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、加入手続日やその日以降の保険料を納付したことを示すものではない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から49年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から49年3月まで

当時は、国民年金保険料を納付する余裕が無かったため、婚姻後の昭和46年10月頃にA県B郡C町役場で保険料の免除申請を行った。申立期間が免除となっていないことには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和46年10月頃にC町役場で国民年金保険料の免除申請を行い、申立期間については免除承認されていたと主張している。

しかしながら、申立期間について国民年金保険料の納付が免除されるためには、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた上、当該期間に係る国民年金被保険者資格を取得することが必要であり、申立人の同手帳記号番号は、昭和49年5月に申立人の夫と連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、被保険者資格取得日は夫婦とも同年4月1日であることが所持する国民年金手帳により確認でき、これはオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間となり、申立人は、申立期間について免除申請を行えなかったものと考えられる。

なお、申立人の夫は上記の資格取得月以降、申立人は昭和55年1月以降、それぞれ申立人が厚生年金被保険者資格を取得する58年3月までの間については、免除承認されていることがA県B郡D町（現在は、E市）の国民年金被保険者名簿により確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連

資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による免除の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和36年4月1日にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、同区役所の窓口又は集金人に納付していた。納付したことを示す割印が国民年金手帳に有るので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月1日にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、同区役所の窓口又は集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和38年4月の時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

なお、申立人は、昭和36年4月1日に国民年金の加入手続を行った根拠として、所持する国民年金手帳に、「資格取得 昭和36年4月1日」と記載されていることを挙げているが、資格取得日は、その日が、制度上、国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、加入手続を行った日を示すものではない。また、同手帳の昭和36年度の検認記録が契印が押され切り取られているが、検認記録欄には検認印は無く、国民

年金保険料の納付は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで

昭和43年から48年頃は、転居のほか、家庭事情がめまぐるしく変化して国民年金保険料の納付が困難な時期であった。その後、生活が落ち着いてきた頃、特例納付があると知り、未納期間の保険料をA市B区役所で納付した。49年か50年に5万円ほど納付したと記憶しているので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年か50年に特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、昭和38年度から43年度までの国民年金保険料は納付済みとされていることが確認できるものの、申立期間は未納とされている上、特例納付がなされた旨の記載は確認できない。

また、上記の特殊台帳には、「不在被保険者」の記載を横線で消去したとみられる記録が確認できるとともに、申立人は申立期間直後の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料額3万円を同年8月30日に過年度納付していることが特殊台帳及び領収済通知書により確認でき、当該通知書には「不在復活」と記載されている上、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいても同日付けで不在報告取消処理が行われている。

この点について、申立人は、「A市B区C町\*」に居住していた昭和38

年 10 月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け国民年金保険料の納付を開始し、申立期間直前の 43 年 4 月から 44 年 3 月までの保険料を 43 年 7 月 2 日にまとめて納付していることが申立人が所持する国民年金手帳により確認できるとともに、申立人は、44 年 3 月に D 県 E 市へ転出し、同年 8 月に A 市へ再転入、その後、46 年 4 月に上記の「A 市 B 区 C 町＊」の住所地に転居していることが戸籍の附票により確認できるが、申立人が所持する国民年金手帳には、「A 市 B 区 C 町＊」の住所地の記載しか無く、52 年 8 月 30 日付けで任意被保険者への種別変更の処理が行われていることを踏まえると、行政側は、申立人が E 市へ転出した際に、申立人の所在が分からなくなり、その後は、申立人が 52 年 8 月 30 日に国民年金の手続を行ったことにより所在が判明したものと推認でき、この時点において、特例納付は実施されておらず、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 2600 (事案 1077 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月 6 日から 29 年 12 月 6 日まで  
第三者委員会から申立期間の記録訂正が認められないとの通知を受けたが、新たな資料は無いものの、A株式会社B支店を退職したのは昭和 29 年 12 月なので、再申立てする。

### 第 3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、A株式会社には、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料が保管されていないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できないこと、希望退職者の募集については昭和 27 年 12 月に実施されたことがうかがわれ、この時期は申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録と同時期であること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 9 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出していないが、自身が退職したのは昭和 29 年 12 月 6 日に相違無いこと等を理由として、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めるべき旨を主張している。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に加えて、A株式会社に照会したところ、「本社において、申立人との雇用関係に係る記録は保管していない。」と回答していることから、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、同社が昭和 37 年 10 月 1 日に発行した「社史 1962」によると、人員の縮減については、「昭和 27 年 11 月 17 日、C労働組合と退職慰労金臨

時措置について協定が成立し、同年12月15日には、再建要綱関係についても協定が成立した。この結果、当初の予定を超え13,000人の退職者を出した。」と記述されている。また、人員縮減実施要綱によると、「退職慰労金を支給するほか勤続年数に応じて5か月から10か月を加給する。取扱期間については、昭和27年11月16日から同年12月15日までに申し出た者に対して適用する。」と記述されており、昭和27年12月頃に大規模な人員削減が実施され、申立人の資格喪失日も同時期となっていることから、当該時期に申立人が希望退職者募集に応じて退職したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は「昭和26年に養子縁組した。」と供述しており、A株式会社B支店のD車庫に勤務していた同僚は、「昭和27年頃希望退職の募集があり、申立人は最初の希望退職に応募し退職した。それは、申立人が養子に行った翌年だったと思う。」と供述している。

加えて、A株式会社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和21年10月1日以降に資格取得した被保険者で申立人と同様に27年12月6日に資格喪失している者は36名、同年12月の他の日に資格喪失している者は23名確認できる一方、申立人が退職者の募集があったと主張する29年12月中に資格喪失している者は4名のみである。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで

A 株式会社に勤務をしていた申立期間について、勤務状態及び職務等は前年と全く同じであったが標準報酬月額が著しく下がっているので調査して、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立期間について、A 株式会社保管する平成 9 年度(平成 9 年 7 月 1 日から 10 年 6 月 30 日まで)及び同 10 年度(平成 10 年 7 月 1 日から 11 年 6 月 30 日まで)の役員報酬手当等及び人件費の内訳書には、平成 9 年度及び同 10 年度において、申立人に対しほぼ同額の年間報酬額が支払われたことが記録されているが、申立期間における各月の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる記載は無い。

また、A 株式会社の現事業主は、「賃金台帳等の関連資料は保管されていない。」と回答している上、複数の元取締役等に照会しても、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得るこ

とができない。

さらに、申立期間において、オンライン記録から確認できるA株式会社に係る平成9年10月1日付の申立人を含む定時決定対象者23人全員の処理年月日は、同年8月25日となっており、遡って標準報酬月額が訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで  
申立期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、受給した記憶は無いので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、B年金事務所の保管する申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印とともに、「受付 昭和 43. 2. 19」「支払済 昭和 43. 5. 7」と押印が確認できる上、一緒に保管されていた脱退手当金領収書には、昭和 43 年 5 月 7 日に申立人が脱退手当金を領収した申立人の署名及び押印が確認できる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の押印が有る上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間以前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該裁定請求書には、未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できる上、未請求の被保険者期間と申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳

記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月1日から7年6月2日まで  
② 平成7年7月16日から8年2月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について未加入となっていることが分かった。この間はA株式会社に勤務していた時期で、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A株式会社には申立人の勤務に関する資料は保管されておらず、複数の同僚に照会したが申立人のことを記憶している者はいないため、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者期間は雇用保険の加入記録と一致している上、同社が保管する社会保険台帳によると、申立人の資格取得日は平成7年6月2日、資格喪失日は同年7月16日と記載されていることが確認できる。

さらに、申立期間①について、B労働局に照会したところ、申立人は、申立期間①の前に勤務したC株式会社を退社した後、平成6年4月15日から7年2月8日までの期間において、失業給付を受給していたことが確認できることから、申立期間①において申立人が厚生年金保険に加入し、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 1 日から 60 年 9 月 30 日まで  
昭和 59 年 6 月 1 日から 60 年 9 月 30 日まで臨時従業員としてA株式会社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA株式会社が保管する稟議書、勤務形態の写しから、申立人が申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から臨時従業員として当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「臨時従業員が過去に特例的に社会保険に加入していたことは一切ない。また、厚生年金保険料は翌月控除である。」と回答している上、当該事業所から提出された申立期間当時の昭和 60 年 10 月分の給与支給一覧表の写しによると、申立人の同年 9 月に係る厚生年金保険料が控除されておらず、申立人が嘱託社員に登用された同年 10 月分の厚生年金保険料が同年 11 月分の給与から控除されていることが確認できる。

また、複数の元同僚は申立人を記憶しているものの、申立人の勤務形態は臨時雇用、あるいは臨時従業員であったと認識しており、厚生年金保険の加入について、「当時、臨時従業員の場合については加入対象であるのか不明」と回答している。

さらに、申立期間当時に社会保険への加入を依頼したと申立人が供述している元上司からは、申立人の厚生年金保険の加入状況に係る供述を得る

ことはできない。

加えて、当該事業所が加入しているB健康保険組合に申立人の加入状況を照会したところ、申立期間当時の資料は無く確認できないが、厚生年金保険と健康保険は複写式の届出であった旨回答しており、健康保険の資格取得日はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 1 日から 44 年 5 月 31 日まで  
② 昭和 44 年 6 月 5 日から 57 年 4 月 28 日まで

申立期間①についてA社に勤務し、申立期間②についてB社に勤務していたが、申立期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和 43 年の C 市 D 区住宅地図において、申立人が記憶している申立てに係る事業所の所在地に「A社」と記載されていることから、申立人が期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、当該事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社の事業主及び元同僚の名前を記憶していないため、これらの者から申立人の当該事業所における厚生年金保険料の控除等について確認することができないほか、申立人は当該事業所における従業員が全部で4人であったと思う旨供述している。

さらに、申立人は、「A社の隣にあった不動産屋がA社を経営していたと思う。」と供述していることから、上記の住宅地図において当該事業所に隣

接していることが確認できるE株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間も含めて申立人の記録は見当たらない。

加えて、申立期間①における申立人に係る雇用保険の記録は確認できない。

申立期間②について、申立人が記憶している事業主（平成3年\*月死亡）の妻の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録においてB社に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、当該事業主の妻は、「B社は厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料を引くことは無かった。」と供述している。

また、申立人が記憶している元同僚二人はいずれも死亡しており、申立人の当該事業所における厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録では、申立期間において、上記の事業主及び元同僚に係る厚生年金保険の被保険者としての記録は確認できない上、事業主は、申立期間中の昭和53年に国民年金に加入していることが確認でき、申立人自身は、当時、国民健康保険証をもらっていた旨供述している。

加えて、申立期間②における申立人に係る雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。